

## 第 48 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成 19 年 10 月 10 日（水）13：30～16：30

2. 開催場所：日本電気協会 4 階 C・D 会議室

3. 出席者：（敬称略）

【委員長】 関根（元東京大学）

【委員】 正田（元東京大学）

野本（元東京大学）

飛田（東京都地域婦人団体連盟）

堀川（元大阪大学）

武田（電力中央研究所）

綿引（電気学会 島田代理）

山口（火力原子力発電技術協会）

黒田（発電設備技術検査協会）

田辺（電力土木技術協会）

田中（電気事業連合会）

藤本（東京電力）

鈴木（中部電力 越智代理）

轟木（関西電力 齊藤代理）

近藤（日本電機工業会）

【委任状提出】

秋山（元東京大学）

湯原（東京大学）

國生（中央大学）

横倉（武蔵大学）

奥村（電気設備学会）

平野（電気保安協会全国連絡会議）

鈴木（水門鉄管協会）

【欠席】 三宅（日本鉄鋼連盟）

亀田（日本電線工業会）

井上（日本電設工業協会）

【参加】 櫻田，堀口，田口（原子力安全・保安院 電力安全課）

竹野（日本内燃力発電設備協会）

【説明者】 水門扉・水圧鉄管専門部会

沢田（水門鉄管協会）

系統連系専門部会

梶川（中部電力），榎本（関西電力），太木本，沼田（日本電気協会）

発電電専門部会

岡松，足立，栗山（九州電力），田島（三菱重工業），太木本（日本電気協会）

【委員会幹事】 森（日本電気協会）

【事務局】 浅井，高須，氏家，古川，吉田（日本電気協会）

#### 4. 配付資料：

- 資料 No.1 第 47 回日本電気技術規格委員会 議事要録(案)
- 資料 No.2-1 JESC H3001(1997)「水門扉の扉体に使用する材料」及び JESC H2001(2000)「洪水吐きゲートの扉体材料の許容応力度」の改正要望及び「発電用水力設備の技術基準の解釈」第 10 条及び第 11 条への引用要望の審議・承認について(お願い)  
(水協 19 第 69 号)
- 資料 No.2-2 JESC H3001(1997)「水門扉の扉体に使用する材料」及び JESC H2001(2000)「洪水吐きゲートの扉体材料の許容応力度」の改正要望及び「発電用水力設備の技術基準の解釈」第 10 条及び第 11 条への引用要望について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.3-1 JESC 規格案「水路のコンクリート以外の使用材料(仮称)」及び「水圧鉄管に使用する材料の許容応力(仮称)」の制定要望及び「発電用水力設備の技術基準の解釈」第 22 条及び第 32 条への引用要望の審議・承認について(お願い)  
(水協 19 第 70 号)
- 資料 No.3-2 JESC 規格案「水路のコンクリート以外の使用材料(仮称)」及び「水圧鉄管の管胴本体の許容応力(仮称)」の制定要望及び「発電用水力設備の技術基準の解釈」第 22 条及び第 32 条への引用要望について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.4-1 「『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』(保護協調の具体的留意事項の追加説明)の一部改訂について(案)」の審議,承認のお願いについて  
(日電協 19 技基第 410 号)
- 資料 No.4-2 「JESC E0019(2006) 系統連系規程」(保護協調の具体的留意事項の追加説明)の一部改定案について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.5-1 「『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』(特別高圧電線路との連系要件におけるリレー方式の追加・修正および電圧の大きさに関する記載の説明追加)の一部改訂について(案)」の審議,承認のお願いについて  
(日電協 19 技基第 490 号)
- 資料 No.5-2 「『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』(特別高圧電線路との連系要件におけるリレー方式の追加・修正および電圧の大きさに関する記載の説明追加)の一部改訂(案)について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等

- 資料 No.6-1 『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』【逆電力リレー(RP R)の設置相数(一相)に対する留意事項の追加]の一部改訂(案)』の審議,承認のお願いについて  
(日電協 19 技基第 491 号)
- 資料 No.6-2 『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』【逆電力リレー(RP R)の設置相数(一相)に対する留意事項の追加]の一部改訂(案)』について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.7-1 「『電力貯蔵用電池規程 JEAC5006-2006(JESC E0007(2006))改訂案』の審議,承認のお願いについて **差替版**  
(日電協 19 技基第 493 号)
- 資料 No.7-2 「『電力貯蔵用電池規程 JEAC5006-2006(JESC E0007(2006))改訂案』について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 8 経済産業公報 (抜粋)
- 資料 No. 9 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の改正要請の提出について (抜粋)
- 資料 No. 10 平成 18 年度, 19 年度に国へ要請した案件及びそれ以前に要請し国で検討中の案件の状況
- 資料 No. 11 国際規格における電圧調整装置の設置規定

## 5. 議事要旨：

### 5-1. 委員出席数の確認

- (1) 委員長の指示により委員会幹事が、出席者の確認を行い、定足数を充足している旨、報告をした。その結果、委員会の成立が確認された。

現委員総数：25名

委員会出席者：22名(14名出席、委任状8名を含む。定足数の2/3(18名)以上。)  
定足数確認後、飛田委員が出席された。

### 5-2. オブザーバー参加者の確認

- (1) 電力安全課 櫻田課長、堀口班長、田口係長および内燃力発電設備協会 竹野会長の参加について、日本電気技術規格委員会規約第14条第1項及び同条第3項に従い確認された。
- (2) 電力安全課 櫻田課長が出席され、以下の挨拶があった。

現在、保安院で、いくつかの電気保安関係の審議をしている。一つは電力貯蔵設備の案件でWGを設置して審議している。いくつかのコメントが出ているので、反映・修正の作業を行っている最中である。WGの作業は終了し、次回の電力安全小委員会で、報告予定である。また小委員会で、電磁界について3回会合を開き、検討を行っている。この案件は、WHOのレポートを受け、国内の電気設備の規制をどうするのかを審議している。データが出揃った段階であり、最低でも後1回の会合を開かなければならないと考えている。この報告をまとめていただければ、電気設備の技術基準の省令又は解釈を改正することとなる。

### 5-3. 第48回本委員会資料の確認

事務局から、資料の確認を行った。

### 5-4. 前回(第47回)日本電気技術規格委員会 議事要録案の確認 (審議案件) (資料No.1)

事前に送付しているため、内容の確認の読み上げは省略した。特にコメントはなく、前回議事要録案は原案どおり承認された。

5-5 JESC H3001(1997)「水門扉の扉体を使用する材料」及び JESC H2001(2000)「洪水吐きゲートの扉体材料の許容応力度」の改正要望及び「発電用水力設備の技術基準の解釈」第 10 条及び第 11 条への引用要望の審議・承認について(お願い) (評価案件)  
(資料 No.2-1,2-2)

題記案件について水門扉専門部会から、資料 No.2-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員がいないことを、資料 No.2-2 に基づいて報告した。

その後、水門扉専門部会から詳細説明を行った。その結果、本案は、承認された。なお、海外規格鋼材の削除及び JESC H3001 第 2 項の表現方法について、委員長及び関係者と検討し、検討結果を委員会で報告することになった。

以下に、委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

C; 資料 No.2-2 のコメント欄において、「許容応力」と「許容応力度」の意味は同じであると記載しているが、ある分野においては、使い分けている。

Q; 水門扉に関し、問題は生じるのか？

A; 「応力度」と「応力」とでは意味が異なるが、土木用語辞典には「応力度を単に応力と言う場合が多い」と記載している。水門扉で使っている範囲においては同じ言葉である。技術基準の解釈(水技解釈)において、「許容応力」を用いているため、解釈の記載に基づき統一した。

Q; 使用者が混乱するおそれはないのか？

A; 混乱することはないと考えている。

C; 土木分野においては、区別を大切にしようと議論を交わしているグループもある。

C; 本件については、議事録に明記し、次回改訂時の際に、混乱が出ないように検討していただきたい。

Q; (P25)改訂案 7.において、「合成応力度」とあるが、「合成応力」ではないのか？

A; 合成応力度の場合には、「応力度」と「応力」の区別をはっきりさせなければならないと考えている。

Q; (P25)単位は相違していいのか？

A; SI 単位に統一した。

C; この点に関しても、次回の改訂の際には、混乱がでないよう検討していただきたい。

Q; 海外規格鋼材の使用実績が少ないので、ISO 規格を削除したとあるが、ISO 規格を規定しておくべきではなかったのか？「安全性等を確認してから…」との表現は曖昧ではないか？

- A; 海外の材料について、単に削除しただけでは、海外材料を使用したい時に困るので、使用できるよう規格内に記載した。
- Q; JESC H 3001 改訂案の第 12 条 2 項において、機械的性質・化学成分が JIS 規格と同等というのであれば解るが、「等について確認」の表現は曖昧である。海外規格を規格として排除しない流れから行くと、JIS 規格に統一すべきではないと思うのだが？
- A; 完全に排除しているわけではなく、海外規格鋼材を使用できると記載しているので問題ないと考えている。
- Q; 改訂後には ISO という言葉は残るのか？
- A; ISO という言葉は残らない。
- Q; ここでいう JIS の材料は、認証を受けたものなのか？
- A; 認証については、わからないが、従来の JIS 規格であると理解している。
- Q; JIS 制度が変わり、JIS 材 = 国のお墨付ではなくなることから、海外規格との公平性はどうなるのか？
- C; 基準・認証制度については、平成 7 年 3 月までに 3 年間で国際整合化していくことを閣議決定された。その後 ISO、IEC 各規格に、JIS 規格を整合化することが進められ、平成 10 年 3 月に国際整合化された経緯がある。その後も、この方針は続いており、ISO 規格と整合化を図りながら JIS 規格は作成されている。したがって、国際規格を排除するとの考えは無いはずである。
- C; 次回改訂時に、誤解が出ないように検討していただきたい。
- C; 資料 No.2-2 表-1 コメント No.8 について、技術基準の解釈は、性能規定化している省令の要求事項を満足するのはどのようなものがあるのかを例示している。水技解釈の第 11 条に記載しているものは、技術基準を満足していることを予め示し、使用者に便宜を高めるという意味がある。海外規格の使用が解釈の記載から抜けてしまうと、使用者は、改めて適合性を証明しなければならず、以前よりも労力がかかり、不便極まりない。国としては、今の案では、そのまま採用することはできない。
- 資料 No.2-2 コメント No.9 に関し、水門鉄管技術基準に記載されている内容と全く同じものを JESC 規格として作る意味はあるのか？という趣旨である。JESC H2001 についても同様のことが言える。JESC 規格作成の目的が技術基準の解釈への引用なのであれば、引用して欲しい箇所のみを抜き出せばよいのではないか。
- 資料 No.2-2 コメント No.10 に関しては、どこがどのように変わるのか、修正結果を見せていただきたい。
- C; 上記のコメント以外については承認していただき、海外規格の取扱いについては、委員長一任とさせていただきたい。

5-6 JESC 規格案「水路のコンクリート以外の使用材料（仮称）」及び「水圧鉄管に使用する材料の許容応力（仮称）」の制定要望及び「発電用水力設備の技術基準の解釈」第 22 条及び第 32 条への引用要望の審議（評価案件）  
（資料 No.3-1,3-2）

題記案件について水圧鉄管専門部会から、資料 No.3-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員がいないことを、資料 No.3-2 に基づいて報告した。

その後、水圧鉄管専門部会から詳細説明を行った。審議の結果、本案は、承認された。なお、標題「水圧鉄管に使用する材料・・・」を「水路に使用する鉄鋼材料」に改めるべきではないかとのコメントがあり、専門部会での検討結果を委員長に報告することになった。

以下に、委員会での審議について示す。（Q;質問 C;コメント A;回答）

Q; FRP 水圧管の使用状況は？

A; 劣化した水圧鉄管を FRP 管に取り替えるという例がいくつかある。

Q; FRP 水圧管を使用することによって不具合は生じないのか？

A; 特に問題ないと理解している。

Q; 規格の標題は「水路のコンクリート以外の使用材料」となっているが、規定内容は鋼系材料のみで、今後の使用が期待される非鉄金属、強化プラスチックあるいはレジン、炭素繊維、セラミックスなどの新材料は含まれていないのだが？

A; その通りである。標題を「水圧鉄管に使用する材料」に改めたい。

Q; ドラフトチューブ、放水路等は水圧鉄管に含まれるのか？

A; 含まれない。

Q; 水路には、導水路、放水路も含まれるので、標題は「水圧鉄管・・・」ではなく、「水路に使用する鉄鋼材料」に改めたらどうか？

A; その方向で検討する。

C; 上記コメント以外については、承認していただき、標題の件については委員長一任とさせていただきたい。

5-7 「『系統連系規程 JEAC9701-2006(JESC E0019(2006))』(保護協調の具体的留意事項の追加説明)の一部改訂について(案)」の審議 (評価案件)  
(資料 No.4-1,4-2)

題記案件について系統連系専門部会から、資料 No.4-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が1名いることを、資料 No.4-2 に基づいて報告した。

その後、系統連系専門部会から詳細説明を行った。その結果、本案は継続審議となった。

以下に、委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

Q; 今回の改定案は、保護リレー協調の考え方について具体的事例を上げて紹介しているもので、内容的には非常に良いものである。ただ、別紙の図において、A 送電線に短絡事故が発生したら、変電所側の A 送電線の遮断器が開放され B 送電線から短絡電流が流れ込む事はありえないと思うのだが？頻繁にこのような現象が生じては困るのだが。

A; その通りである。図には遮断器が記載されていないが、保護リレーの整定が適切であれば、A 送電線の遮断器にて事故除去できる。今回の事例は、保護リレーの協調がとれていない場合に発電設備設置者側のOCRが動作するおそれがあるので注意を促す意味で規程内に追加記載したものである。滅多に生じる事故ではない。

Q; 現行規程では、「連系保護」と「機器保護」の協調を十分にとり「〜」であるが、改定案では、「系統連系保護」と「機器保護」および「構内側事故対策用」の保護との協調を十分にとり「〜」となっており、リレーの種類が2種類から3種類になっている。別紙の図1においては、「構内側事故対策用の保護リレー」、図2においては、「設備設置者の機器保護リレー」となっており、これらのリレーの種類定義がわからない。

A; 注意してほしいポイントとなるリレーだけを記載している。確かに図の中のOCR, DSR, DZRが系統連系保護用なのか。機器保護用なのかわかりにくくので図の中に補足説明を追記する方向で検討させていただきたい。

ただし、全て記載すると混乱するので、ポイントとなる箇所のみ記載したい。

Q; 3種類のリレーの説明については、動作例の図の箇所に記載するよりも、規程本文に記載したほうがよい。

A; 本規程は、発電設備の設置者と系統側の電力会社が協議する際に用いられるものである。発電設備設置者の機器保護リレーについては、連系協議の対象外である。今回の改定案は、発電設備設置者側と電力会社側とのリレー協調が不

十分な場合において、発電設備の不要トリップが生じるおそれがあることを注意喚起として促すものであり、機器保護リレーについては、極力最小限の記載に留めたい。

- Q; 図1, 図2の両方にOCRが記載されているが、目的が違うようである。設置されている場所によって何を保護するのかが決まるのか？
- A; 実際にはいろいろなケースがあるため一概には言えないが、図1, 図2においてはご指摘の通りである。
- C; 保護する対象に応じて、同じリレーでも意味が異なるので、見直して整理していただきたい。
- Q; 発電設備設置者側のOCRを整定する際の基準について連系規程以外で触れているものはないのか？
- A; 電技解釈では、保護リレーの協調について具体的な内容は記載されていないが、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインにおいて、「連系された系統以外の事故時には、原則として発電設備は解列されないこと。」と規定されており、他回線の事故によりOCRが動作して発電機が止まるということのないよう、保護協調の必要性が記載されている。こういったことから、今回連系規程にて整定上の留意事項を記載することで問題はないものと考えている。
- C; この件に関しては、委員会で引き続き審議していただきたい。

5-8 「『系統連系規程 JEAC9701-2006 (JESC E0019(2006))』(特別高圧電線路との連系要件におけるリレー方式の追加・修正および電圧の大きさに関する記載の説明追加)の一部改訂について(案)」の審議,承認のお願いについて (評価案件)  
(資料 No.5-1,5-2)

題記案件について系統連系専門部会から、資料 No.5-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が1名いることを、資料 No.5-2 に基づいて報告した。

その後、系統連系専門部会から詳細説明を行った。その結果、本案は承認された。なお、原則としての使用方法を見直したほうがよいのではないかというコメントがあり検討することになった。

以下に、委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

- Q; (第2章-5節-3)「系統連系規程」改訂(案)に、「したがって、原則として100kV以上の特別高圧電線路に連系する発電設備であって、…設置する。」とあるが、「原則として」がかかる部分がわかりにくいので表現を改めてはどうか？
- C; 表現方法の見直しについては検討いただきたい。修正後の確認は委員長一任として、それ以外の箇所に関しては、承認させていただくこととしたい。

5-9 『系統連系規程 JEAC9701-2006 ( JESC E0019(2006) )』【逆電力リレー ( R P R )の設置相数(一相)に対する留意事項の追加】の一部改訂(案)の審議, 承認のお願いについて ( 評価案件 ) ( 資料 No.6-1,6-2 )

題記案件について系統専門部会から, 資料 No.6-1 の審議依頼があり, 技術会議で審議したことを事務局から報告した。また, 技術会議での議論・質疑, その後の関係団体・組織からの意見, パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員はいないことを, 資料 No.6-2 に基づいて報告した。

その後, 系統連系専門部会から詳細説明を行った。その結果, (P1)改訂要望の記載表現については委員長一任とすることとし, 本案は承認された。

以下に, 委員会での審議について示す。(Q;質問 C;コメント A;回答)

Q; (P1)1.改訂要望の概要において,「不平衡三相回路の電力を検出可能な RPR…」とあるが, RPR は不平衡三相回路を検出することは可能なのか?

A; 不平衡状態を判定するものではなく, 三相の合計(全体の逆電力)という意味である。

Q; 「不平衡電力を検出して働くりレー」と読み取れ, 誤解をまねくおそれがある。「不平衡三相回路の電力が検出しても働かないりレー」という表現に見直したらどうか?

A; 「不平衡三相回路の電力を検出可能な RPR」を「三相回路の電力を検出可能な RPR」に修正したい。

C; 「検出可能な RPR」という表現が問題であり, 検出回路が切れるリレーでは困る。「不平衡があっても切れない RPR」という意味でないか。

A; その通りである。

C; この件に関しては, 委員長一任とさせていただきたい。

C; 逆電力という言葉聞いたことがないが, 規程内で定義されていないのか。

C; 逆潮流は, 電技解釈に規定されているが, 逆電力は定義されていない。

C; 系統連系にあたっては, 電力会社としても, 個別にお客さまと協議させていただいているが, お客さま構内のリレーの不要動作防止等, お客さまに極力不利益が生じないように, 今回の系統連系規程の改定をご提案させていただいている。系統連系されているお客さまやその周辺のお客さまにとって, さらに有益な規程になるものと考えてるので, ぜひご支援をお願いしたい。

Q; (P1)系統連系規程改定要望(案)において,「一相設置が原則であるが」と記載しているが,「原則」ではなく「一般的」という意味でないのか?

C; その表現については, 再検討していただきたい。

A; 拝承した。

Q; 逆電力リレーは系統連系規程内で定義されていないのか?

A; 系統連系規程の第1章第2節「用語の解説」には, 記載されていない。

- C; 他の規格も含めて、逆電力リレーが定義されているかどうか、調べていただきたい。
- C; その他の箇所については、承認させていただくこととし、改訂要望の記載表現については、委員長一任とさせていただきたい。

5-10 「『電力貯蔵用電池規格 JEAC5006-2006(JESC E0007(2006))』改訂案」の  
審議，承認のお願いについて（審議案件）  
（資料 No.7-1,7-2）

題記案件について発変電専門部会から、資料 No.7-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員はいないことを、資料 No.7-2 に基づいて報告した。

その後、発変電専門部会から詳細説明を行った。その結果、本案は承認された。  
以下に、委員会での審議について示す。（Q;質問 A;回答）

- Q; JIS C 8714 があるが、本案件とどの程度関係しているのか？本案件に加味できるものがないのか？JIS C 8714 の改訂情報にも注意を払っていただきたい。
- A; 添付資料-2 に記載されている試験項目が、JIS C8714 の中で議論されているという情報は得ている。
- Q; 省令が決まったらどうするのか？
- A; 省令が決まれば電気設備の技術基準が改正され、それに伴い、本規程を見直し再発行することになる。
- Q; 本規程は事業用を対象としているが、一般家庭に使われる場合にはどう対処するのか？
- A; 一般的に考えると、家庭用の使用の場合にも本規程に遵守しなければならないと考えられる。
- Q; 本規程は何 kW 以上を想定しているのか？
- A; 50kW 以上を想定している、一般用で使われることはありえないと考えている。
- Q; 短絡が生じた場合に、内部保護装置はあるのか？構造面も含め、外部的に検地できたりするのか？
- A; たとえば、電池メーカーの仕様にもよるがセパレーターを厚くし、内部短絡を防ぐとか短絡しても発火まではいかず、発熱で収束させるようにしている。
- Q; 熱や温度を計測しているのか？
- A; 電池メーカーで自社電池の限界値を熟知しており、各社で対応していると考えられる。
- Q; 保護のための検知方法を規定化できないのか？
- A; メーカー毎に製造方法が違うため、一概に規定化することはできない。電力貯蔵用においては、不燃材に囲まれているので、災害に巻き込まれることはない。

Q; 近年,自動車用等の大型電池ニッケル水素電池が普及してきているが,今回の改訂でニッケル水素電池を追加しないのか?

A; 新型電池を電力貯蔵用電池規程に盛り込むには,電池の安全性評価を実施する必要があり,メーカーを初めとして関係箇所の協力が不可欠である。これまで,ニッケル水素電池については,ニーズがなかったため今回の改定では,電力貯蔵用電池規程に追加していない。

将来的にニッケル水素電池が電力貯蔵用として実用化され,安全性評価が可能であれば,関係者のニーズも確認した上で,今後の電力貯蔵用電池規程見直しの中で検討させていただきたい。

## 6. その他

### 6-1 国に要請した案件の紹介(資料 No.9)

資料 No.9 に基づき,前回の委員会で承認した「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの改正要望」について,資源エネルギー庁 電力市場整備課長宛に提出したことを報告した。

### 6-2. 平成 18 年,19 年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告(資料 No.10)

資料 No.10 に基づき,国に要請した1件を追加したことを報告した。

### 6-3 国際規格における電圧調整装置の設置規定(資料 No.11)

資料 No.11 に基づき,JESC 事務局より,調査結果を報告した。

前回の委員会で,「風力発電設備はヨーロッパ各地で普及しているが,国際規格での電圧調整装置の要求状況をどうなっているのか」との質問が受け,JESC 事務局では,太陽光発電に関し,第 82 小委員会(IEC/TC82 国内対策委員会)の事務局を行っている,(社)日本電機工業会に調査を依頼した。

(社)日本電機工業会からの回答は「IEC 規格には,自動電圧調整装置についての規定はない」とのことであった。

### 6-4. 次回委員会の開催

次回 JESC 委員会は,平成 20 年 1 月 17 日を予定しており,詳細については別途連絡すること,また,委員会終了後に JESC 設立 10 周年記念パーティーの開催を委員会幹事から報告した。

以上